



平成18年4月11日

各 位

会社名 イズミヤ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 林 紀男  
(コード番号 8266 東証・大証第1部)  
問い合わせ先 秘書・広報室長 牧口 弘二  
(TEL 06-6657-3310)

当社株式の大規模な買付行為に対する対応策(買収防衛策)の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、来る5月24日開催予定の第78期定時株主総会における決議を経ること、新会社法が施行されていることを前提として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、当社株式の大規模な買付行為に対する対応策(以下「本プラン」といいます。)の具体的な内容を決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取り組みについて

(1) 当社の経営理念

イズミヤ株式会社およびそのグループ各社は、大正10年の創業以来「お客様より満足して頂けることを唯一の使命と心得て、常に品質に、値段に、お客様の身になって研究努力を致さねばならない」という信条の下、「地域のお客様が、健康で楽しく、心豊かな生活を送れるように、安全で安心な商品とサービスの提供を通して“ええもん安い”の商道を追求し、社会に貢献します」との経営理念を掲げ、関西を中心基盤として店舗網を拡充する中で、小売業とその関連事業を通して、各地域のお客様のより豊かな生活に貢献できるよう、またご支持をいただけるよう努力を重ねてまいりました。

すなわち、イズミヤグループ各社の企業価値の根幹は、地域のお客様に貢献し、地域のお客様に愛されることにあると心得て、継続的に企業価値向上に向けた取り組みを実践することが永遠の使命であると認識しております。

こうした理念の下、イズミヤグループ各社は、イズミヤ88店舗の1店1店が地域特性を重視し、各地域のお客様に満足していただける品揃えやサービスを備えた、お客様にあたたかい店づくりの推進、品質に加えて環境に十分配慮したプライベートブラ

ンド商品「good - i (グッド・アイ)」の開発、バリアフリーやエネルギー対策に配慮した店づくりなど「ハートフル(人と地球にやさしい)」活動の展開を实践し、更には、小売業で培ったノウハウをお客様のさまざまな生活場面に拡大し、グループの総力をあげた、高品質なモノとサービスの提供を行っております。

「関西深掘」の経営方針の下、これらの企業価値向上に向けた取り組みを通じて、イズミヤグループは、今では、22の連結子会社のほか、関連会社2社を擁する小売グループに成長することができました。当社経営陣といたしましては、今後も地に足の着いた成長戦略を維持し、着実な発展を実現していくことこそが、株主価値向上の最も有効な策と考えております。

## (2) 今後の企業価値・株主共同の利益向上の取り組み

本年より、中期経営計画として新たに3カ年計画「ダッシュ120計画」をスタートさせ、全従業員の力を結集し、営業改革・業務改革・企業風土改革を進めていきます。具体的には、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を今後も維持・活用することにより、以下のような企業価値向上のための施策に取り組んでまいります。第一に、お客様の多様化するニーズに応え、従来より更に地域に密着する形で業容拡大を推進してまいります。

2003年7月に1号店を開店したスーパーセンターを戦略業態と位置付け、多店舗化していきます。スーパーセンターはワンフロア構造を活かしたローコスト運営、他社に負けない安定したお値打ち価格の設定、圧倒的な品揃えの幅と深さの追及を特徴としております。

一方、食料品を中心にしたスーパーマーケットについては、当社グループ企業であるカナート(株)、(株)はやしとの「デイリーカナート」ブランドの統一を図りながら、京阪神を中心に店舗ネットの拡充を図ってまいります。

また、創業以来、当社の基本業態として展開してまいりましたスーパーストアは現在も店舗数・売上高・利益高ともに中心的役割を担っており、事業を行う原資を生み出す業態として不可欠であり、今後もお客様の变化に柔軟に対応しながら進化した店舗づくりを目指します。

第二に、関連会社を中心としたグループ力強化を推進してまいります。

関連会社を当社本体に並ぶ、もう一つのプロフィットセンターとして位置付け、利益の源泉を確保してまいります。グループ各社がイズミヤ店舗内にとどまらず、店舗外においても、既存事業の深耕、新規事業への参入を図ってまいります。当社本体、各関連会社相互間の有機的なシナジー効果を発揮し、グループの総合力の強化を図っていきます。そのために関連会社に対しても、本体同様積極的な資源投入を行う所存であります。

第三に、事業の発展性の確保、競争力の強化に不可欠な人材の育成と活性化を推進してまいります。

本年を教育元年と位置付け、「教育立社」をスローガンに掲げ、レベルの高い商売セン  
スを持つ人間集団の形成を目指します。人材育成を通して、働く人がやりがいをもて  
る企業風土を醸成するとともに、これから働く人にとっても魅力ある企業にしていく  
ため、新入社員への集中教育、若手社員の早期戦力化、女性社員の管理職への積極的  
登用、パートタイマーの準社員登用等に取り組んでいきます。また、団塊世代を始め  
とした多くのベテラン社員の持つ高いスキルや当社独自のノウハウを次の世代に伝承  
していく必要もあると考えており、その為の体制作りを行ってまいります。

他方、これらの中期経営計画の推進にあたり、より一層のコーポレート・ガバナンス  
の強化を図るため、内部統制の仕組みを強化するための監理委員会と、会社情報の適  
時開示と適正性をより一層確保するためのディスクロージャー委員会の活動を推進し  
てまいります。

上記の課題を計画的に実行することによって、顧客満足及び経営の効率性のいずれを  
も実現し、かつ継続していくことにより、当社の企業価値の維持・向上が具現化され、  
当社の事業を構成する全てのステークホルダーに利益をもたらすと考えています。

## 2. 本プラン導入の目的 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上

以上のとおり、当社は、2006年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画の下で、  
当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進する所存です  
が、近時、わが国の資本市場におきましては、法制度の改定や企業構造・投資環境の  
変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセス等を踏  
むことなく、大規模な株式の買付を強行するような行為が顕在化してきています。

もちろん、当社は、株式の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同  
の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支  
配権の移転を伴う買付提案に応ずるべきか否かの判断は、本来的には株主の皆様全体  
の意思に基づいて行われるべきものです。

しかし、株式の大規模な買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同  
の利益に明白な損害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそ  
れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件等について検討し、あ  
るいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しない  
もの、対象会社が買付者の提案よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉が  
必要と考えられるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さないものも  
少なからず存在します。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付が行われた際  
に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるに当たり、当社経営陣から独  
立した者のみから構成される企業価値向上検討委員会が情報収集や買付内容の検討に  
必要な時間を確保したり、株主の皆様のために当社代表取締役等を通じて買付者と交  
渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益向上に反する

買付行為を抑止するための枠組みとして、下記3以下に詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断いたしました。

このような買収防衛策については、本来、株主の皆様のご承認をいただいた上で導入するものであり、当社取締役会としては、来る5月24日開催の第78期定時株主総会において、買収防衛策導入に関する当社定款変更決議案、停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権無償割当決議案の承認を得ることを条件として、また、来る5月1日に予定されております会社法の施行を前提として、かかる買収防衛策を導入させていただくものです。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

本プランの発動に係る手続の設定

- a. 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、企業価値向上検討委員会が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。
- b. 他方、定款で、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するような濫用的買収の類型<sup>1</sup>、事前に（買付者等が現れる前に）買収防衛策を導入する場合の基本的な手続、取締役会決議による買収防衛策の全部または一部の廃止、買収に関する公平・公正で合理的な判断を確保するための企業価値向上検討委員会の設置等を定め、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしております。
- c. 更に、濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権無償割当<sup>2</sup>決議案について、株主の皆様のご承認をいただきます。

<sup>1</sup> 濫用的買収の類型は次のとおりです。

高値買取要求を狙う買収

重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収

会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収

会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収

強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収

当社が定める「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」に違反する買収

前各号の他、当社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収

- 2 停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権無償割当の概要は次のとおりです。

#### 停止条件

敵対的性質が類型的に存しない者（下記（２）「本プランの発動に係る手続」の の<sup>1</sup> をご参照ください。）以外の者が、

特定株式保有者（２０％を超える当社の株券等の保有者、公開買付者、または当該保有者かつ公開買付者。詳細は別紙「新株予約権の要綱」の 9 の の a に定義します。以下、同じとします。）に該当したとして公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い日から 10 日が経過すること。

または、

当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から 10 日が経過すること。

をいいます。以下、同じとします。

#### 差別的行使条件

敵対的性質が類型的に存しない者以外の者のうち特定株式保有者に該当する者には、無償割当された新株予約権の権利行使は認められないとの行使条件を付すことをいいます。以下、同じとします。

#### 一部取得条項

上記停止条件が成就することを事由として、特定株式保有者に該当する、敵対的性質が類型的に存しない者以外の者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1 個について当社普通株式 1 株を交付することにより、当社が取得することができるとの条項を付すことをいいます。

新株予約権を取得される新株予約権者は、行使価額相当の金銭を払い込む必要はありません。以下、同じとします。

#### 新株予約権無償割当

上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日

おける株主の皆様に対して、申込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当ててをいいます。以下、同じとします。

停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権の無償割当てと企業価値向上検討委員会の利用

上記の b.、c.について株主の皆様のご承認をいただいた後、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細については後記（2）「本プランの発動に係る手続」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細は後記（3）「本新株予約権無償割当ての要綱の概要」にて後述するものとし、以下、本新株予約権といいます。）を、その時点の全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます（会社法が5月に施行されることを前提としています。）

なお、本新株予約権の無償割当てを実施するか否か等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、企業価値向上検討委員会細則（その概要については、別紙をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値向上検討委員会の判断に従うものとします。

本新株予約権の行使または当社による取得

仮に、本プランに従って、本新株予約権の無償割当てが実施された場合には、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使または当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付の結果、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を、最大50%まで希釈化させる可能性があります。

## （2）本プランの発動に係る手続

対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下に該当する買付等がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てされることとなります。

当社の株券等の保有者<sup>1</sup>、公開買付者<sup>2</sup>または当該保有者かつ公開買付者<sup>3</sup>であるものであって、

当該保有者が保有<sup>4</sup>する当社の株券等および当該保有者の共同保有者<sup>5</sup>が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>6</sup>の合計

当該公開買付者が保有もしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者<sup>7</sup>が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

当該保有者かつ公開買付者である者が保有もしくは保有することとなる

当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等

- 1 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下、同じとします。
- 2 証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下、同じとします。
- 3 保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいいます。以下、同じとします。
- 4 証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下、同じとします。
- 5 証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。以下、同じとします。
- 6 証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下、同じとします。
- 7 証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下、同じとします。

買付者等に対する情報提供の要求

上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下、本必要情報といいます。）を含む買付提案書を提出していただきます。

企業価値向上検討委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- a. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む）

- b. 買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む）
- c. 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む）
- d. 買付資金の裏付け { 買付資金の提供者（実質提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む }
- e. 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- f. その他企業価値向上検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値向上検討委員会は、買付者等が本プランに定められた手順に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記 に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当の実施を勧告します。

#### 企業価値向上検討委員会の検討手続

企業価値向上検討委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに企業価値向上検討委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、企業価値向上検討委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他企業価値向上検討委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することがあります。

企業価値向上検討委員会は、買付者等から情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合は90日以内（以下、「企業価値向上検討委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討・買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、企業価値向上検討委員会は、必要があれば、当社代表取締役等を通じて、当該買収提案者と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

更に、企業価値向上検討委員会は、上記の検討手続を経て、買付者等の買付提案が、本プランを遵守しているか否か、遵守している場合に、当該買付者の買付提案が当社定款に定める濫用的買収（上記（1）「本プランの概要」の<sup>1</sup>）をご参照ください。）に当たるかどうかについて審議・決議し、当社取締役会に勧告します。

なお、企業価値向上検討委員会は、当初の企業価値向上検討委員会検討期間終了時まで、上記の勧告を行うに至らない場合には、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉に必要とされる範囲内で、企業価値向上検討委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことがあります。この場合、企業価値向上検討委員会は、企業価値向上検討委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他企業価値向上検討委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに、情報開示を行います。

企業価値向上検討委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値向上検討委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるものとしています。

また、企業価値向上検討委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち企業価値向上検討委員会が適切と判断する事項について、企業価値向上検討委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

本新株予約権無償割当の条件

本新株予約権無償割当の条件は、次のとおりです。

敵対的性質が典型的に存しない者<sup>1</sup>以外の者が、

特定株式保有者になったとして公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い日から10日経過すること

特定株式保有者になるような公開買付公告が行われた日から10日経過すること

ただし、上記10日の期間は、いずれも企業価値向上検討委員会が、当社取締役会の定める企業価値向上検討委員会細則に従い、延長が必要であると認め、これを延長して公告したときは、公告した日が到来することを条件とします。

当社取締役会は、上記の、当該買付者の買付提案が当社定款に定める濫用的買収（上記（1）「本プランの概要」の<sup>1</sup>をご参照ください。）に当たるかどうかについての企業価値向上検討委員会の勧告に従って、本新株予約権無償割当の実施に関する法律上の最終決定を行います。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

<sup>1</sup> 「敵対的性質が典型的に存しない者」とは、

当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。） 関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できるものとします。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）

のいずれかに該当する者をいいます。

- (3) 本新株予約権無償割当の要綱の概要（詳細は別添「新株予約権の要綱」をご参照ください。）

#### 割当対象株主

特定株式保有者になったとして公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い日から10日経過した日、または特定株式保有者になるような公開買付公告が行われた日から10日経過した日から3週間以内の期間で、当社取締役会が公告した日（以下、割当期日といたします。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

#### 本新株予約権の総数

割当期日の最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除します。）と同数とします。

#### 本新株予約権が効力を生ずる日

上記 に定める割当期日とします。

#### 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、割当期日の最終の発行済株式総数（同時点における当社の保有する当社普通株式の数を控除します。）と同数の株式数を上限とします。

#### 本新株予約権の割当価額

無償とします。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」といいます。）する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）は、1円とします。

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権の割当日から120日以内の期間で始期および終期を当社取締役会が定めて通知します。

ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から本新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を経た者を除きます。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者は原則として本新株予約権は行使することができないものとします。

また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別添「新株予約権の要綱」をご参照下さい。

当社による本新株予約権の取得

- a. 会社法第236条第1項第7号の規定に従い、当社は、会社法第274条第1項、第2項に規定される当社取締役会の決定により、権利発動事由発生を条件として、権利発動事由発生時点以降の本新株予約権の行使期間が終了するときまでの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することにより、本新株予約権を取得することができるものとします。
- b. aによる決定をしたときは、当社は、会社法第274条第3項、第4項の規定に従い、取得を決定した本新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、直ちに、当該新株予約権を取得する旨を通知または公告します。

本新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとします。

新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

その他

本新株予約権は、株主総会における承認をいただいた後、発行登録を行う予定です。

#### 4. 本プランの合理性

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

##### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるに当たり、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値向上検討委員会が情報収集や買付内容の検討に必要な時間を確保したり、株主の皆様のために当社代表取締役等を通じて買付者等と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第78期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する濫用的買収の種類、事前の買収防衛策導入に関する基本的手続等を定めた定款変更決議案、および同定款の手續に則って導入する停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権無償割当決議案の承認をいただくことを前提として導入するものです。

また、本プランは定款の定めに従って、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の決算期に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないこととし、更に、毎年の定時株主総会における取締役選任議案を通じて、株主の皆様意思を確認する手順を経ることとしております。

その意味で、本プランは、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

##### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値向上検討委員会を設置します。

企業価値向上検討委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員 3 名以上により構成されます。

実際に当社株式に対し、買付等がなされた場合には、上記 3 . の ( 2 ) 「本プランの発動にかかる手続」にて記載したとおり、こうした企業価値向上検討委員会が、企業価値向上検討委員会細則に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の判断を行い、当社取締役会はその判断に従って本新株予約権無償割当の実施の最終決定を行うこととしております。

このように、企業価値向上検討委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

#### ( 5 ) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3 の ( 2 ) 「本プランの発動にかかる手続」の 「企業価値向上検討委員会の検討手続」、 「本新株予約権無償割当の条件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### ( 6 ) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記 3 の ( 2 ) 「本プランの発動にかかる手続」の 「企業価値向上検討委員会の検討手続」に記載のとおり、買付者等が出現した場合、企業価値向上検討委員会は、当社費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができることとされています。これにより、企業価値向上検討委員会による判断の公正性・合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### ( 7 ) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3 の ( 1 ) 「本プランの概要」の 「本プランの発動にかかる手続の設定」の b. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止できると当社定款で定めることとしており、従って、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

### 5 . 株主の皆様への影響

#### ( 1 ) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、

株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

( 2 ) 本新株予約権無償割当実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当に際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買収者以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当の株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領されることとなります。

( 3 ) 無償割当に伴って株主の皆様が必要となる手続等

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当の実施を決定した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

新株予約権者となる日

本新株予約権は、会社法第 277 条に定める新株予約権無償割当の方法により株主の皆様へ割り当てられますので、申し込みの手続は不要であり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当社取締役会が別途定めて通知する当該新株予約権無償割当の効力発生日(割当期日と同じ日)において、当然に新株予約権者になられます。

本新株予約権の取得の手続

当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領されることとなります。

上記のほか、割当方法、名義書換方法、当社による本新株予約権の取得方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当実施の決定が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

(別添1)

## 買収防衛策に係る定款規程

### 第7章 買収防衛策

#### 第41条(導入の目的および濫用的買収類型)

当社は、以下に定める当社に対する濫用的な買収によって、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、買収防衛策を導入する。

##### (濫用的買収の類型)

高値買取要求を狙う買収

重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収

会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収

会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収

強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収  
当社が取締役会で別途定める「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」に違反する買収

前各号の他、当社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収

なお、買収が上記 から の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は本定款第45条に定める企業価値向上検討委員会に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。

#### 第42条(買収防衛策導入手続)

当社は、前条に規定する類型の濫用的買収を防止するため平時に(買収者が現れる前に)買収防衛策を講じるときは、株主総会において承認を得なければならない。

#### 第43条(買収防衛策の有効期間)

買収防衛策は、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の決算期に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。

2. 第1項の承認が得られなかったときは、取締役会は、当該買収防衛策を解消するための措置を、速やかに講じなければならない。

3．導入済みの買収防衛策については、定時株主総会（ただし、第1項の株主総会を除く）における取締役の選任議案を通じて、株主の意思を確認する。

#### 第44条（買収防衛策の廃止）

買収防衛策は、いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めるときは、取締役会決議をもってその全部または一部を廃止することができる。

#### 第45条（企業価値向上検討委員会）

当社は、当社の株式の大規模な買付行為が濫用的買収に当たるかどうかの判断の公正性、合理性等を確保するため、企業価値向上検討委員会を設置する。

2．企業価値向上検討委員会の構成、委員の職務の内容等の細則の決定および委員の選任は、取締役会に委任する。

(別添2)

### 企業価値向上検討委員会細則

- 第1条 当社は、定款に基づき、企業価値向上検討委員会を設置する。
- 第2条 企業価値向上検討委員会の委員は、3名以上5名以下とし、概要以下の条件を満たした者の中から選任し、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
- 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
- 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
- 当社等と現に取引のある金融機関において、現在または過去に取締役または監査役等となったことがない者
- 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、現に取締役または監査役等でない者
- 当社等との間に特別利害関係のない者
- 企業経営に関する一定以上の経験者・専門家・有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 第3条 企業価値向上検討委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。
- 取締役会は、企業価値向上検討委員会の勧告に従う。
- 別に定める新株予約権の要綱の9の h に定める権利発動事由成就の期間の延長の要否
- 別に定める新株予約権の要綱の9の i に該当する者（敵対的性質が類型的に存しない者）である旨の決定
- 買収提案の内容が定款に定める濫用的買収に該当するか否かの決定
- 「停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権無償割当決議内容」および「新株予約権の要綱」ならびに「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が委員会に諮問した事項
- 取締役会が、別途企業価値向上検討委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 企業価値向上検討委員会の決議は、原則として、委員会の委員全員が出席し、その過半数を持ってこれを行う。
- 第5条 企業価値向上検討委員会は、審議および決議を行うにあたり、買収提案者や買

収提案の内容等について十分な情報（以下、本必要情報という。）を取得するよう努め、本必要情報が不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求めるとともに、当社代表取締役等を通じて当該買収提案者と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行う。

第6条 企業価値向上検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

第7条 各企業価値向上検討委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値向上検討委員会を招集することができる。

第8条 取締役会は、当社代表取締役社長またはその指名する当社取締役1名が議決権を有しないオブザーバーとして企業価値向上検討委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう委員会に求めることができる。

第9条 企業価値向上検討委員会は、取締役会の要請に応じ、当該勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

第10条 企業価値向上検討委員会は、買収提案者から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち企業価値向上検討委員会が適切と判断する事項について、企業価値向上検討委員会が適切と判断する時点で株主への情報開示を行わなければならない。

(別添3)

### 新株予約権の要綱

#### 1. 割当対象株主

特定株式保有者(第9項の a に定義する。)になったとして公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い日から10日経過した日、または特定株式保有者になるような公開買付公告が行われた日から10日経過した日から3週間以内の期間で、当社取締役会が公告した日(以下、割当期日という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式(ただし、当社の保有する当社株式を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる。

#### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と同数とする。

#### 3. 新株予約権が効力を生ずる日

上記第1項に定める割当期日とする。

#### 4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数

割当期日の最終の発行済株式総数(同時点における当社の保有する当社普通株式の数を除く。)と同数の株式数を上限とする。

ただし、第5項により、割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

#### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割または併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、現金による調整は行わないものとする。

また、これら端数処理については、その後に生じた調整事由に基づく調整にあたり、かかる端数を調整前割当株式数に適切に反映したうえで、調整後割当株式数を算出するものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

当該調整後割当株式数は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第219条第1項に規定する当該行為の効力が生ずる日の翌日以降、

これを適用する。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6. 新株予約権の割当価額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当期日から120日以内の期間で始期および終期を当社取締役会が定める。

ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

本要綱において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者であるものであって、

当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下、同じとする。）の合計

当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者なら

びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者または超えると当社取締役会が認める者をいう。

- b. 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- c. 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- e. 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。
- f. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- g. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- h. 「権利発動事由」(停止条件)とは、敵対的性質が類型的に存しない者(下記 i に定義する。)以外の者が、

特定株式保有者に該当したとして公表がなされた日もしくは取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い日から10日が経過すること

または、

当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日が経過すること

をいう。

ただし、 、 に定める10日の期間は、いずれも企業価値向上検討委員会が、当社取締役会の定める企業価値向上検討委員会細則に従い、必要であると認めるときは、これを延長することができる。

- i. 「敵対的性質が類型的に存しない者」とは、

当社または当社の子会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。) 関連会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内(ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。)にその保有する株

券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者  
当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、  
当社の特定株式保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、  
その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）  
当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の  
利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれ  
を認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主  
共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たさ  
れている場合に限る。）

のいずれかに該当する者をいう。

- j. 「買付等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいう。
- k. 「株券等」とは、証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいう。

ただし、第9項の の h の において規定する株券等を除く。

以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新  
株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を経た者を除く。）  
またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこ  
れらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役  
会が認めた者

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もし  
しくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、ま  
たはその双方（以下、「現地法手続要件」と総称する。）なしに新株予約権を行使す  
ると法令に違反または抵触することになる場合には、当該管轄地域に所在する者は、  
当該現地法手続要件が全て履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株  
予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権  
を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる現地法手続要件  
については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管  
轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合  
には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものと  
する。

上記 にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、

自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家  
(accredited investor)であることを表明、保証し、

かつ

その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京  
証券取引所および大阪証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決

めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。) によってのみこれを行うことを誓約した場合

に限り、当該新株予約権を行使することができるものとする。当社はかかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D および米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。

なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 および を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。

上記 ないし の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

会社法第 236 条第 1 項第 7 号の規定に従い、当社は、会社法第 274 条第 1 項、第 2 項に規定される当社取締役会の決定により、権利発動事由発生を条件として、権利発動事由発生時点以降第 8 項の新株予約権の行使期間が満了するときまでの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することにより、第 9 項の ないし に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権、ならびに第 9 項の ないし により新株予約権を行使できない者の有する新株予約権を取得することができる。

による決定をしたときは、当社は、会社法第 274 条第 3 項、第 4 項の規定に従い、取得を決定した新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、直ちに、当該新株予約権を取得する旨を通知または公告する。

#### 11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

#### 12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、第 9 項の ないし の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。

当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡

人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記「ないし」についての表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む。）が提出されていること  
譲渡人および譲受人が第9項の「ないし」に定める者に該当しないこと  
譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと  
譲受人が上記「ないし」および「ないし」に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者ではないこと

### 13. 株式交換または株式移転における新株予約権の承継

割当期日後において、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当社株主総会（他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社および当該他社のそれぞれの株主総会）において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、割当株式数を調整するものとする。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

承継された各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、行使価額を調整するものとする。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権を行使することができる期間

第8項に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、第8項に定める新株予約権の行使期間の終了日までとする。ただし、第8項ただし書に準じた条件に服するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件ならびに廃止事由

新株予約権の条件に準ずる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。  
なお、新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記第9項の「ないし」の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、第12項の「ないし」の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。

#### 14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

#### 15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において新株の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本に組入れるものとし、資本に組入れない額は零円とする。

#### 16. 新株予約権の行使請求および払込の方法

新株予約権を行使するには、当社が定める様式による行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法その他の法令およびその関連法規（日本証券業協会および本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。

当該行使にかかる新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならないものとする。

前号の行使請求書の提出とともに、新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下、「払込金」という。）を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

行使請求受付場所に新株予約権行使に要する行使請求書類および添付書類を提出した者は、その後これを撤回することはできないものとする。

#### 17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書、添付書類および当該行使にかかる新株予約権の新株予約権証券（ただし、発行が行われている場合）が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

当社は、新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

#### 18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当後、法令の制定、改正または廃止により、本要綱の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨・文言を勘案のうえ、本要綱の条項を合理的に読み替えるものとする。

#### 19. その他

その他、新株予約権無償割当に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以上

(別添4)

## 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針

### 第1条(制定理由および目的)

買付者または買付提案者(以下、買付者等という。)より、当社株式に対する買付または買付提案が行われた際に、当社に対する当社株式の大規模な買付に関する情報(買付者等の概要、買付内容、対価、時期、買付完了後の経営戦略等)の提供を受けたり、提案内容の検討を行う期間を確保し、必要に応じて買付者等と交渉を行うこと等により、株主の買付に応じるべきか否かの判断に資する他、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するため、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」(以下、大規模買付ルールという。)を制定する。

### 第2条(有効期間)

2006年5月25日から2009年5月24日までとする。

2009年5月24日以降、本大規模買付ルールを継続する場合は、再度取締役会において決議するものとする。

### 第3条(対象となる買付者等)

本大規模買付ルールの対象となる買付者等は、特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から別途株主総会で決議する停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権を承継した者(ただし、承継につき取締役会の承認を経た者を除く)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者とする。

なお、本大規模買付ルールにおける用語の定義は次のとおりとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者であるものであって、

当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。)の合計

当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者または超えると取締役会が認める者をいう

- b. 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう
- c. 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む
- i. 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう
- j. 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう
- k. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む
- l. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く
- m. 「買付等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいう
- n. 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう

#### 第4条（買付者等に必要の手続）

第3条に定める買付者等は、取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」という）を含む買付提案書を提出せねばならない。

- a. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む）
- b. 買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む）
- c. 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む）
- d. 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む）
- e. 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- f. その他企業価値向上検討委員会が合理的に必要と判断する情報

企業価値向上検討委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分と判断した場合は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは取締役会を通して本必要情報を追加的に求めることがある。この場合、買付者等は、当該期限までに、本必要情報を提供しなければならない。

買付提案者は、大規模買付行為を第5条に定める企業価値向上検討委員会検討期間経過後でなければ開始してはならない。

#### 第5条（企業価値向上検討委員会の検討手続）

企業価値向上検討委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに企業価値向上検討委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、企業価値向上検討委員会が定める期間内に、買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他企業価値向上検討委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがある。

企業価値向上検討委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに企業価値向上検討委員会が追加提出を求めた本必要情報を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合は90日以内（以下、「企業価値向上検討委員会検討期間」という。）で、買付者等の買付提案が本大規模買付ルールを遵守しているか否かの検討、買付者等の買付内容の検討、取締役会による代替案の検討、買付者等と取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

企業価値向上検討委員会は、必要があれば、当社代表取締役等を通じて、当該買収提案者と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行う。

企業価値向上検討委員会は、上記 ないし の検討手続を経て、買付者等の買付提案が、本大規模買付ルールを遵守しているか否か、遵守している場合に、当該買付者の買付提案が定款に定める濫用的買収に当たるかどうかについて審議・決議し、取締役会に勧告する。

取締役会は、企業価値向上検討委員会の勧告に従わねばならない。

企業価値向上検討委員会は、当初の企業価値向上検討委員会検討期間終了時まで、上記 の勧告を行うに至らない場合には、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉に必要とされる範囲内で、企業価値向上検討委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができる。この場合、企業価値向上検討委員会は、企業価値向上検討委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他企業価値向上検討委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに、情報開示を行う。

#### 第6条（対抗措置の発動条件）

対抗措置の発動条件は次のとおりとする。

本大規模買付ルールが遵守されなかった場合

本大規模買付ルールが遵守されている場合であって、次の場合

定款に定める濫用的買収に当たると判断される場合

#### 第7条（対抗措置の内容）

取締役会は、買付者等の買付提案が第6条に定める対抗措置の発動条件に合致す

る場合には、当社株主全体の利益の保護を目的として、別に定める停止条件付差別的行使条件付一部取得条項付新株予約権の無償割当その他、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとる。